## 東近江市都市計画審議会運営規則

平成22年5月27日都市計画審議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、東近江市都市計画審議会条例(平成17年東近江市条例第203号。以下「条例」という。)第9条の規定により、東近江市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(召集)

- 第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めるときに召集する。
- 2 会長は、やむを得ない場合のほか、召集期日の3日前までに議案を添えて、召集の日時及び場所を 委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)に通知しなければならない。 (欠席)
- 第3条 やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長にその旨を申し出なければならない。

(代理出席)

第4条 会長は、条例第3条第2項第3号に規定する委員、条例第5条に規定する臨時委員及び専門委員として任命された関係行政機関の職員が会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(関係者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めたときは、議案に関係を有する者の出席を求め、意見を聴き、又は 説明させることができる。

(議長)

- 第6条 会長は会議の議長となり、会議を主宰する。
- 2 会長に事故あるときは、副会長が会議の議長となり、会議を主宰する。

(公開)

- 第7条 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
  - (1) 東近江市情報公開条例 (平成17年東近江市条例第10号)第7条各号に定める不開示事由に該当すると認められる情報を含む事項を審議する場合
  - (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると認められる場合
- 2 前項の規定に基づく会議の非公開については、会長が審議会に諮り決定する。
- 3 会議の公開に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

(議事録)

- 第8条 会長は、会議終了後すみやかにその要旨について、議事録を作成しなければならない。 (雑則)
- 第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 附 則

この規則は、平成22年5月27日から施行する。